

第四次稻城市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和5年7月3日

教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 第四次稻城市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に必要な調査及び検討を行うため、第四次稻城市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の原案策定に関すること。
- (2) 前号のほか計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、稻城市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 小学校長 1人
- (3) 中学校長 1人
- (4) 小中学校保護者 1人
- (5) 幼稚園保護者 1人
- (6) 社会教育委員 1人
- (7) スポーツ推進委員 1人
- (8) 民生・児童委員 1人
- (9) 青少年委員 1人
- (10) 一般公募による市民 2人以内
- (11) 産業文化スポーツ部長
- (12) 子ども福祉部長
- (13) 教育部長
- (14) 教育部教育指導担当部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は公開とし、傍聴は別に定める手続きにより行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、稻城市教育委員会教育長が別に定める。

付 則（令和5年7月3日教育長決裁）

この要綱は、教育長の決裁のあった日から施行する。